



## 第24 政策提言

# 新しい世界秩序と日米同盟の将来

— 「不戦共同体」の構築に向けて —

### — 提 言 —

1. 「新しい世界秩序」として「不戦共同体」の構築に取り組み
2. 「不戦共同体」の拡大と深化を日本の国家目標にせよ
3. 国連の信託統治理事会を平和構築理事会に改組せよ
4. 「不戦共同体」を構成する諸国は一致結束して米国を支持せよ
5. 憲法第9条を改正し、積極的平和主義に転換せよ
6. 日本は主体的な国家戦略を持て
7. 集団的自衛権行使を認め、「安全保障・国際協力基本法」を制定せよ
8. 「自衛隊は盾、米軍は矛」という分業体制を修正せよ
9. 日米同盟を「不戦共同体」の最重要の構成要素として位置づけよ
10. 「東アジア共同体」と日米同盟の両立を目指せ

2004年4月

日本国際フォーラム  
政策委員会

## 政策提言

# 新しい世界秩序と日米同盟の将来

「不戦共同体」の構築に向けて



政策委員会において報告する伊藤憲一主査（中央）

# 目次

まえがき	3
<b>第1部 新しい世界秩序と日米同盟の将来（論考）</b>	<b>8</b>
1. 「新しい世界秩序」構築への貢献	8
(1) 姿を現した「新しい世界秩序」	8
(2) 「国連主導秩序」の限界と可能性	9
(3) 「米国主導秩序」の可能性と限界	10
(4) 「不戦共同体秩序」の構築と日本の貢献	13
2. 「日米同盟の将来」の模索	16
(1) ブッシュ・ドクトリンの意味するもの	16
(2) 変質する9・11後の日米同盟	17
(3) 求められる日本外交の主体性	19
<b>第2部 新しい世界秩序と日米同盟の将来（提言）</b>	<b>23</b>
1. 「新しい世界秩序」として「不戦共同体」の構築に取り組み	23
2. 「不戦共同体」の拡大と深化を日本の国家目標にせよ	23
3. 国連の信託統治理事会を平和構築理事会に改組せよ	23
4. 「不戦共同体」を構成する諸国は一致結束して米国を支持せよ	24
5. 憲法第9条を改正し、積極的平和主義に転換せよ	24
6. 日本は主体的な国家戦略を持って	24
7. 集団的自衛権行使を認め、「安全保障・国際協力基本法」を制定せよ	25
8. 「自衛隊は盾、米軍は矛」という分業体制を修正せよ	25
9. 日米同盟を「不戦共同体」の最重要の構成要素として位置づけよ	25
10. 「東アジア共同体」と日米同盟の両立を目指せ	26
<b>巻末資料</b>	<b>27</b>
1. 日本国際フォーラムについて	27
2. 既発表の日本国際フォーラム政策委員会政策提言	28
3. 財団法人日本国際フォーラム役員等名簿	29
4. 財団法人日本国際フォーラム法人正会員名簿	30
5. 財団法人日本国際フォーラム会員制度のご案内	31

## まえがき

経済大国日本の生存と繁栄は、日本一国の安全だけでなく、世界全体の平和と安定に依存している。戦後日本外交は、東西冷戦下の世界において日米同盟を主軸に据えてこの目的を追求してきた。しかし、いま 21 世紀初頭の世界秩序は、歴史的な転機を迎えている。国際システムとは複数の国家（あるいはその原型）が協調と抗争の関係を繰り広げるシステムであるが、その国際システムが、いま未曾有の変質を遂げつつある。国際システムは地球大のシステムに拡大したあと、3つの異質な圏域に分化した。ポスト近代の価値観を拡大させようとする北米、西欧、日本などの先進民主主義諸国から成る「先進圏」、富国強兵的な近代的価値観を依然として追求するロシア、中国をはじめとするアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの大部分の諸国から成る「近代圏」、現時点で国家としての自己管理能力を欠くアフガニスタン、ソマリア、イラクなどのアジア、アフリカの相当数の諸国から成る「混沌圏」である。「先進圏」諸国は政治的・経済的な相互依存を強めるなかで、相互に主権の敷居を下げ、国際紛争解決の手段としての戦争を相互に放棄しあった「不戦共同体」とでも称すべき新しいシステム——ウェストファリア体制と呼ばれた従来の主権国家システムとは異質なシステム——に向かって移行しつつある。

古来からの「世界平和」論は、カント的・共和主義的な「世界政府」とホブズの覇権主義的な「世界帝国」のいずれかによる「世界平和」を論ずるものが概ねであった。前者は合意による、後者は力による「世界平和」であるが、ここにきて少なくとも「先進圏」諸国間の関係に関するかぎり、グロチウスの相互主義的な「不戦共同体」による「世界平和」の展望が生まれてきている。9・11事件以後、とくにイラク攻撃後の世界においては、「国連主導秩序」と「米国主導秩序」のせめぎあいが見られるが、前者は「世界政府」、後者は「世界帝国」の系譜を受けた「世界平和」構想であり、いずれも難題をかかえている。すなわち、「国連主導秩序」には世界平和を守り抜く力と意志が欠けており、「米国主導秩序」には単独主義から来る一国の独断や専行が不可避である。

世界の趨勢を見れば、「先進圏」諸国はすでに「不戦共同体」を形成し、相互間の紛争解決のため戦争に訴えることはありえない関係となっている。大部分の「近代圏」諸国もこの「不戦共同体」に接近し、相互依存関係の強化をつうじてその中に取り込まれつつある。その中で「近代圏」諸国の一部に米国から「ならず者国家」と名指し

される若干の諸国が存在し、大量破壊兵器を取得することによって「不戦共同体」に挑戦しようとしている。「混沌圏」諸国は「不戦共同体」の外側で漂流し、「国際テロ」の温床となるなど、国際システム全体の不安定要因となっている。「不戦共同体」にとって最大の脅威は、「ならず者国家」の開発した大量破壊兵器が「国際テロ」の手中に移り、行使されることである。「先進圏」諸国は、関与政策などをつうじて「近代圏」諸国の取り込みに努める一方で、「ならず者国家」による大量破壊兵器の取得および拡散には断固たる対決姿勢を取っている。また、国際社会は、紛争予防、平和構築、開発援助などの努力をつうじて「混沌圏」諸国の底上げを図るとともに、「国際テロ」に対して一致した戦いを挑んでいる。われわれが目前にしているのは、このような3つの圏域の相互連関のなかで「不戦共同体」の維持・拡大自体が大きな挑戦を受けている世界である。

このような世界状況の判断を踏まえれば、「不戦共同体」の拡大と深化こそが21世紀に生きる日本の国益であり、戦略であることは明白である。そのような観点から「国連主導秩序」と「米国主導秩序」のそれぞれについて、その可能性と限界を冷静に指摘し、「新しい世界秩序」の構築に取り組む日本の主体的な判断を明らかにすることが必要である。また、そのような日本の主体的な判断を踏まえてこそ、「日米同盟の将来」のあるべき姿もまた指し示されるものと考えている。

この政策提言は、以上のような考えに基づいて、つぎのとおり、第1部においてその「論考」を明らかにするとともに、第2部においてそれらを「提言」として整理、提示する。

なお、本政策提言全文の英語版も同時に刊行されており、日本語版、英語版ともに当フォーラムのホームページ(<http://www.jfir.or.jp/>)上で公開されているのでご参照願いたい。

この政策提言は、日本国際フォーラム政策委員会が2003年5月7日の第1回会合において審議を開始し、2004年2月6日の第4回会合において最終案を採択したものである。この間、伊藤憲一日本国際フォーラム理事長（政策委員長）を主査、飯山雅史読売新聞社国際部次長、川上高司北陸大学教授、神保謙日本国際フォーラム研究主幹をメンバーとするタスクフォースがその審議を補佐し、最終案の起草にあたった。最終案文確定後の提言は、全政策委員に送付され、下記の77名の政策委員がその内容を承認してこれに署名した。

本政策提言審議の過程では、第2回会合において、田中明彦東京大学教授を講師に

招き、貴重な意見を伺うことができた。また、審議の各段階において、関係省庁幹部から成る政策委員会参与各位から有意義なご助言をいただいた。改めて深く謝意を表したい。申すまでもないことながら、本政策提言の内容に対して責任を有するのは、本政策提言に署名した政策委員のみであって、講師、政策委員会参与を含む部外の助言者は、その内容に対していかなる責任を負うものでもない。

2004年4月

政策委員長	伊藤 憲一	日本国際フォーラム理事長兼所長
副政策委員長	吉田 春樹	吉田経済産業ラボ代表取締役
政策委員	愛知 和男	関西大学客員教授
	秋元 一峰	秋元海洋研究所所長
	秋元 勇巳	三菱マテリアル取締役相談役
	秋山 昌廣	シップ・アンド・オーシャン財団会長
	阿曾村邦昭	日本紛争予防センター所長
	荒井 好民	システムス・インターナショナル会長
	有馬 龍夫	早稲田大学教授
	飯田 健一	国土舘大学大学院客員教授
	石井公一郎	元ブリヂストンサイクル社長
	伊藤 英成	アラコ顧問
	井上 明義	三友システムアプレイザル代表取締役
	猪口 孝	東京大学教授
	今井 敬	新日本製鐵名誉会長
	今井 隆吉	世界平和研究所首席研究員
	今川 瑛一	創価大学教授
	内館 牧子	脚本家
	浦野 起央	北京大学客座教授
	江畑 謙介	軍事評論家
	遠藤 浩一	拓殖大学客員教授
	大木 浩	前衆議院議員
	大蔵雄之助	異文化研究所代表

太田 正利	元駐南アフリカ共和国大使
小笠原敏晶	ニフコ会長/ジャパントイムズ会長
小山内高行	外交評論家
柿澤 弘治	元外務大臣
加藤 寛	千葉商科大学学長
金森 久雄	日本経済研究センター顧問
金子 熊夫	エネルギー外交研究会会長
神谷 万丈	防衛大学校助教授
木村 明生	青山学院大学名誉教授
木村 崇之	前EU代表部大使
黒田 眞	安全保障貿易情報センター理事長
小島 朋之	慶應義塾大学教授
斎藤 昌二	元三菱化学顧問
坂本 正弘	日本国際フォーラム主任研究員
佐久田昌昭	日本大学名誉教授
櫻田 淳	東洋学園大学専任講師
左近允尚敏	平和・安全保障研究所評議員
澤 英武	評論家
澤井 昭之	元駐ノルウェー大使
志鳥 學修	武蔵工業大学教授
島田 晴雄	慶應義塾大学教授
清水 義和	日本国連協会理事
神保 謙	日本国際フォーラム研究主幹
鈴木貞一郎	アトックス代表取締役社長
鈴木 棟一	政治評論家
鈴木 幸夫	麗澤大学名誉教授
鈴木 淑夫	前衆議院議員
添谷 芳秀	慶応義塾大学教授
高橋 一生	国際基督教大学教授
田久保忠衛	杏林大学客員教授
田島 高志	国際機関 APO 事務総長

武貞 秀士	防衛研究所教官
堂之脇光朗	日本紛争予防センター副会長
トラン・ヴァン・トゥ	早稲田大学教授
内藤 正久	日本エネルギー経済研究所理事長
永野 茂門	日本戦略研究フォーラム理事長
中村 公一	山九取締役社長
鍋嶋 敬三	評論家
西村 眞悟	衆議院議員
長谷川和年	日・豪・ニュージーランド協会会長
袴田 茂樹	青山学院大学教授
畑 恵	作新学院副院長
平野 拓也	海洋研究開発機構顧問
廣野 良吉	成蹊大学名誉教授
藤澤 義之	メリルリンチ日本証券代表取締役会長
室伏 稔	伊藤忠商事取締役会長
村田 良平	日本財団特別顧問
森井 敏晴	天理教愛知教区前教区長
森本 敏	拓殖大学教授
山口 達男	ラテン・アメリカ協会理事長
山本 良一	東京大学教授
吉田 康彦	大阪経済法科大学教授
渡邊 昭夫	平和・安全保障研究所理事長
渡辺 利夫	拓殖大学教授

(五十音順)

## 第1部 新しい世界秩序と日米同盟の将来（論考）

### 1. 「新しい世界秩序」構築への貢献

#### （1）姿を現した「新しい世界秩序」

1.〔「不戦共同体」秩序の成立〕 ウェストファリア体制の変質が不可避になった。国際システムに未曾有の変化が起こっているのである。米ソ対立が終焉した冷戦後の世界は、「先進圏」、「近代圏」、「混沌圏」という3つの異質な圏域に分化した。日米欧などの先進民主主義諸国から成る「先進圏」諸国の間では、戦争は法的に「すべきでない」（戦争違法化）と考えるだけでなく、経済的に「採算が取れない」（コマーシャル・ピース）ものとなり、政治的にも「実行不可能」（デモクラティック・ピース）と考えるようになった。「先進圏」諸国間においては、武力による国際紛争の解決はもはや現実的な政策選択肢の中から排除されていると言ってよい。すなわち、そこにはすでに「不戦共同体」が成立していると言ってよい。ロシア、中国のような大国だけでなくアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの大部分の中小国も包含する「近代圏」諸国は、依然として富国強兵を国家目標とし、国際紛争解決のため武力を行使する構えを崩していないが、多くの「近代圏」諸国が外部世界との経済的相互依存関係を拡大、深化させるなかで、次第に「不戦共同体」に取り込まれつつあるのも事実である。米国を中心とした「先進圏」諸国がロシア、中国等に対して「関与政策」（エンゲージメント・ポリシー）を取っているのは、相互依存の深化をつうじて戦争よりも平和、独裁よりも民主主義が国益であるとの認識を深めさせ、「不戦共同体」を拡大するための努力にほかならない。他方、「不戦共同体」の外部にあって、これに脅威を与えるアウトサイダーが存在する。「近代圏」諸国の一部には、大量破壊兵器を取得し、「不戦共同体」に挑戦しようとする「ならず者国家」が存在する。また、「破綻国家」のなかには、自己管理能力を喪失し、自国民を虐殺し、あるいはその領土を他のアクターに使用させる国家が存在する。そして、国家ではないが、国境を越えて世界各地に広がるアル・カイダのような「国際テロ」のネットワークもある。従って、われわれが目指すべき「新しい世界秩序」とは、「ならず者国家」や「国際テロ」の脅威から「不戦共同体」を守りつつ、「近代圏」諸国との相互依存関係を強め、「混沌圏」諸国の底上げをはかることによって「不戦共

「不戦共同体」を拡大、深化させるシステムとして構築されなければならない。そのための力と意志をどのようにして組み立てるかが、問われている問題の本質である。

## (2) 「国連主導秩序」の限界と可能性

2. 【国連の限界】 二度にわたる世界大戦の惨禍を経験したあと、近代主権国家システムは、国際連盟、国際連合を組織して、戦争を違法化する方向にスイッチを切り替えた。そして戦争違法化の履行を担保するために「集団安全保障体制」の構築に努力してきたが、これまでのところその努力は十分に成功したとは言いがたい。「集団安全保障体制」とは、加盟国が不戦を約束すること、違反国にはその他のすべての加盟国が一致協力して制裁を加えること、の2つの条件を満たして初めて成立する。しかし、国際連盟においては、紛争当事国を含む全会一致の原則が採用され、かつその決定は勧告にとどまったため、満洲事変やアピシニア危機などに有効に対処できず、やがて自壊した。国際連合は、安全保障理事会の決定が拘束力を持つことになった点では評価できるものの、5常任理事国に拒否権が与えられたため、冷戦期には国際的危機の解決にほとんど貢献できなかった。冷戦後には、1991年の湾岸戦争で安保理が米国主導の多国籍軍に武力行使の承認を与え、翌年ブトロス・ガリ国連事務総長が国連による「平和執行」という新しい概念を打ち出すなど、「国連主導秩序」の到来を期待する空気も生まれた。だが、1995年に米海兵隊を含む国連平和執行部隊（UNOSOM2）がソマリアからの完全撤退に追い込まれて、「平和執行」概念が破綻し、続いて1999年に国連安保理の決議が得られないまま、北大西洋条約機構（NATO）主導のユーゴ空爆が実施され、2003年に米英主導のイラク攻撃が実施されるに及んで、紛争の解決にとって必要な力と意志が「国連主導秩序」には欠けていることが白日の下に晒された。この事実を踏まえれば、国連をいたずらに美化し、そこに過大な期待をかけることは、危険である。

3. 【国連の可能性】 とはいえ、「不戦共同体」の拡大と深化のために国連の果たしうる役割は残っている。第一に、国連は世界191カ国の加盟する普遍的な国際討論の場として、世界世論の所在を明らかにし、「集団正当化」（コレクティブ・レジティミゼーション）の役割を果たすことができる。常に可能なことではないが、それなりに国際社会の統一意思の形成と強化に貢献することができる。安全保障理事会の機能が常任理事国の拒否権行使によって失われた場合の国連総会

の果たすべき役割を強化する必要がある。1950年に採択された「平和のための結集決議」を再評価して、総会強化の手がかりとすべきである。第二に、国際社会は目に見えない多数のレジーム（分野別の行動指針）によって統合されているが、それらを集約し、体現できるのも、国連の持つユニークな可能性である。あるいは、「不戦共同体」自体をグローバル・ガバナンスの一つの発現形態であると考えれば、グローバル・ガバナンスの重要な担い手である国連が「不戦共同体」を支えるために果たすことのできる役割は大きいはずである。国連予算の四分之三は、開発と人権のために使われているが、経済社会理事会の関与は必ずしも十分でない。経済社会理事会の役割を再評価すべきである。第三に、「不戦共同体」拡大のためには「破綻国家」が「国際テロ」の温床とならないようにすることが重要だが、現在活動停止状態にある信託統治理事会を「平和構築理事会」と改名し、「破綻国家」の救済問題と取り組む新任務を与えることを提案したい。信託統治理事会は、そもそも統治主体を欠いた国、地域が自立できるまで国連が責任を持つための組織であり、破綻国家の一時的な統治、再建を新たな任務とすることは可能であるだけでなく、適切である。第四に、「不戦共同体」の防衛・拡大の最前線に立たねばならないのは安全保障理事会であり、安保理がその使命を十全に果たすためには、安保理が国際社会の現実の力の分布を正確に反映していなければならないことを指摘したい。安保理改革は急務であるが、現実には常任理事国枠の拡大だけを取ってみても、ドイツにはイタリアが、インドにはパキスタンが、ブラジルにはアルゼンチンがといった反対のある現状のなかで、全体のパッケージの解決を待っているのは、その実現は百年河清を待つ結果となることが危惧される。幸い、日本の常任理事国入りについてはほぼ全世界的なコンセンサスが形成されつつある。日本政府は日本の可及的速やかな国連常任理事国入りを日本の意志として打ち出すべきである。その場合、そのような日本の意志は、常任理事国になった日本は世界のために何をする意志と能力があるのかを明示する意志でなければならない。本提言の全体は、そのような日本の意志と能力を世界に明らかにしようと意図するものである。

### (3) 「米国主導秩序」の可能性と限界

4. 【ガリバー米国の登場】 ソ連崩壊後、平和の配当を独占するかのよう国際システムにおける米国の一極化が進行した。加速するグローバリゼーションは、

アメリカン・スタンダードを世界標準として普及させた。米国は、基軸通貨ドルの力を背景に世界のマネーを集め、世界の金融市場を寡占支配しつつ、これを運用した。1995年以降に世界で増加したGDP全体の3分の2は米国の増加分であった。軍事力における米国の優越はさらに徹底している。ソ連崩壊後、米国の核に対抗できる核戦力はもはや世界に存在せず、通常戦力も多数の精密誘導兵器から12隻の空母群を擁する兵力投入能力まで、質量ともに他国の追隨を許さない。米国の軍事技術研究開発予算は北大西洋条約機構（NATO）諸国全体のその4分の3に達し、軍事革命（RMA）でも他国の追隨を許さない成果を上げている。政治的にも、米国の力へのバンドワゴン（相乗り）という側面だけでなく、各種国際公共財を提供してきた米国の実績を裏づけとして、米国の指導力、影響力には無視できないものがある。加えて、米国には、文化面でも民主主義、英語、インターネット、ハリウッド、受入留学生などの武器（いわゆるソフト・パワー）がある。まさにガリバー米国の誕生である。

人類史上、特定地域に圧倒的覇権を確立した地域的覇権帝国の例は多数あるが、全地球的規模でこれほどの覇権を確立した例はない。アダム・ワトソンによれば、大航海時代以前の世界は「欧州」や「中国」など7つの独立した地域的国際システムに分かれ、その内部では群雄割拠の無秩序の攪乱状態と特定強国による帝國的・覇権的支配の均衡状態が繰り返されてきた。大航海時代以後、国際システムは地球大に拡大したが、そこでも地域的国際システムと同様のプロセスが展開されてきたと言えよう。すなわち、ヨーロッパ帝国主義によるアフリカ分割が完成した19世紀末の多極対立は、地球大の国際システムとして見れば攪乱状態に他ならなかったが、そこから出発したこの国際システムは、二度の世界大戦を経て米ソ二極対立に集約、再編成された後、冷戦後の今日の米国による一極支配に帰着したと考えられるのである。国際システムの構造が、多極から二極を経て一極へと進んだのは、攪乱状態が均衡状態に向かう過程であり、その意味では歴史の趨勢であったと言える。その米国が自由、人権、民主主義という国際的に共有された価値観を掲げ、かつ領土拡張の野心を持たないことは、アメリカ「帝国」の本質がこれまでの歴史上の他の「帝国」と異なるものであることを示しており、留意に値する。

5.〔単独主義の受容と牽制〕 米国が圧倒的な力を持つ一方で、世界が3つの圏域に分化し、冷戦時代とは異質な脅威が「不戦共同体」の外側から生まれてくるという世界構造が姿を見せる中で、9・11事件は発生した。米国は、あらゆる手段を尽くして大量破壊兵器の拡散（とくに「ならず者国家」から「国際テロリスト」への拡散）を防止する決意を固めたとみられる。先制行動を正当化する「国家安全保障戦略」（ブッシュ・ドクトリン）の採択はその一例にすぎない。一方でアフガニスタン攻撃、イラク攻撃のような軍事行動を発動すると同時に、他方で「拡散安全保障イニシアティブ」（PSI）のような国際的圧力を組織したり、北朝鮮に六カ国協議を仕掛けたり、さらに2003年末には9ヶ月にわたる極秘交渉の末リビアに大量破壊兵器の破棄を約束させた。まさに「あらゆる手段を尽くして」いると言わざるを得ない。和戦両様の働きかけだけでなく、単独行動と協調行動の組み合わせにおいても、「あらゆる手段」が排除されていないことが見て取れる。まさに、ガリバーがその意志と力を示したと言わざるを得ない。問題はその意志と力が何を志向しているかであるが、それが「不戦共同体」としての国際社会の防衛を志向しているかぎりにおいては、米国の行動は国際社会のリーダーの行動として支持されるべきものである。国連が危機対処の意志と能力の欠落を白日のもとに晒しているときに、国連の授權の有無を論じて、米国の行動を「大義なき行動」と批判するのは、大局観を欠いた法技術論に墮していると言わざるを得ない。

とはいえ、米国の単独行動がすべての場合において受容されるべきものであるはずはない。それが米国一国の目先の利益を志向するものである場合には、これを牽制、制約、排除するためのなんらかのメカニズムが国際システムのなかにビルトインされている必要がある。イラク占領が長期泥沼化するなかで、ブッシュ政権は占領方針を転換し、国連に協力を求める協調主義に転じつつある。米国の単独主義の有効性はその先制行動において顕示されたが、戦後統治力においては限界を露呈している。第二次大戦後民族解放闘争が一般化したことを背景に観察するならば、これは米国の力の限界であるというよりも、むしろ「世界帝国」的アプローチそのものの限界であると言えるかもしれない。米国が国連に協力を求めたということは、米国の単独主義を牽制できるメカニズムとしての国連の役割の可能性を示唆するものに他ならない。

6.〔求められる「不戦共同体」の結束〕 それにしても、いまや米国に対する反発や警戒感、世界中に充満している。中東イスラム世界における反米ムードの広がりはいうまでもないが、とくに2001年のブッシュ政権発足以来、米国がA B M制限条約からの脱退、京都議定書からの離脱、C T B Tや生物兵器禁止条約の拒否、国際刑事裁判所設置への反対などの単独主義路線を取ったこともあって、米国への反感は一部の西側先進諸国にも広がっている。今回の「仏独の反乱」の背景には、そのような事情があったことも否定できない。「米国主導秩序」に限界があるとすれば、それはまさにこのような米国への反感の広がりの中にある。そしてそれを招来しているのは、米国の単独主義の独善的側面である。リーダーには特別の責任があり、その責任感を背景とした単独行動は一概に否定されるべきものではない。しかし、孤立したリーダーが腕力だけを誇示してもリーダーシップは成立しない。他面、仏独の意図が単に一極主義を否定し、多極主義への回帰を目論むことだけにあるとすれば、それは時計の針を逆に回そうとするアナクロニズムである。人類はいま、大量破壊兵器が拡散し、「国際テロ」の手中に落ちて、それが現実に行使されるという未曾有の脅威に直面している。この脅威の背景には「文明の衝突」(サミュエル・ハンチントン)があるとも言われている。「不戦共同体」を構成する諸国は、内部で対立するのではなく、外に対して結束することによって、この未曾有の人類共通の課題と取り組まねばならない。米国には大国としての責任感と同時に成熟したリーダーシップを求めたい。日本も一面で米国を支持すると同時に、他面で主体的に判断し、その主導性を発揮することが求められる。例えば、ユダヤ・キリスト教世界とイスラム教世界という2つの一神教世界間の対話は、どちらの文明にも属さない多神教世界の日本文明こそが最適の仲介役の役割を果たせる場なのかもしれないのである。

#### (4)「不戦共同体秩序」の構築と日本の貢献

7.〔世界に示す「日本の志」とは何か〕 21世紀を迎える日本は、その志を世界に明らかにする必要がある。どのような世界秩序を理想と考え、その実現のために何をやる用意があるのか、を世界に明らかにする必要がある。日本の選択は、米国を取るか、国連を取るか、と言った次元の選択であるべきではない。人類史的観点から「不戦共同体」の拡大と深化を追及することこそが、日本の理想でなければならず、そのために日本はまずこれまでの消極的平和主義を改め、積極的

平和主義に転換しなければならない。消極的平和主義とは第二次大戦直後の日本の平和主義である。贖罪を最大の目的とし、二度と同じ過ちを犯さないことを誓うことによって完結する平和主義である。しかし、21世紀初頭の日本の平和主義は、世界の不正と悲惨を直視し、不安と恐怖を理解し、その除去のために積極的に貢献しようとする積極的平和主義でなければならない。そしてそれが「不戦共同体」の拡大と深化という使命を日本に与えるのである。

日本がその使命を追求し、世界平和のためにより大きな仕事をするためには、まず国連安全保障理事会において常任理事国になる必要がある。それは人類の崇高な努力の先頭に立つことを意味する。あらゆる事業にはリスクとコストが伴う。リスクやコストをその便益（ベネフィット）と比較することは必要である。しかし、リスクやコストがあるからといって、事業そのものの価値を頭から否定する現在の日本国内の一部の議論には到底同調することはできない。イラク戦後復興支援のための自衛隊の派遣について、現在の日本政府の立場は「非戦闘地域に派遣する」ということであるが、非戦闘地域は「存在する」ものではなく、「築く」ものである。この発想の転換なくして日本は安保理常任理事国たり得ない。日本はまず積極的平和主義へとその発想の原点を転換することから出直さなければならない。

**8.〔憲法と積極的平和主義〕** さて、ここであえて「積極的平和主義と日本国憲法は両立可能か」という問いを立て、それに答えてみたい。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定める憲法第9条第1項は、不戦条約や国連憲章の規定と対応しており、侵略戦争を行わないことを誓った国際常識上当然の条項である。「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めた第2項も、「前項の目的を達するため」必要なことを規定しただけであって、国土防衛のための自衛措置や国際平和への協力措置を取ることを妨げる趣旨はどこにも含まれていない。「集団的自衛権の行使は認められない」とか「他国の武力行使と一体化する行為は認められない」とかとする日本政府の憲法解釈は、それ自体が憲法解釈として間違っていると言わなければならない。憲法前文は「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と述べ、明確に積極的平和主義の立場を採っているからである。

憲法はその本来あるべき解釈を確認することによって、日本の積極的平和主義と両立可能である。

したがって、法理論上は憲法解釈の変更によって積極的平和主義への転換を図ることは十分に可能である。しかし、過去の消極的平和主義による憲法解釈の後遺症があまりにも大きなしこりとなって、日本の国論形成を妨げている現状を直視すれば、政治的には一挙に憲法改正の国民投票によって民意の所在を確認し、日本人の人心転換を図るほうが賢明であるかもしれない。その場合の憲法改正は、少なくとも第9条第2項を削除ないし書き換えるものでなければならぬ。政府に対しては、憲法と積極的平和主義が両立するものであることの確認をまず求めたい。そのうえで、憲法解釈を変更し、さらには憲法改正のイニシアティブを取るように求めたい。

**9.〔日本の主体的国家戦略〕** 「不戦共同体」を構成する諸国は、内部で対立するのではなく、外に対して結束することによって、世界をより平和で安全な場所とする努力を共有しなければならない。その場合において、形成されつつある「不戦共同体」秩序が米国の力の裏づけなしに維持可能であると考えれば、それは空論である。しかし、米国には大国としての責任感と同時に成熟したリーダーシップを求めたい。日本としても、一面で米国を支持すると同時に、他面で独自に判断し、行動する主体性を確保したいものである。「国際的取決めによって自らの行動の自由を拘束されない」と開き直る米国の単独主義に対して、是々非々の対応をする主体性を確保したいものである。ただ単に友人として米国に是非を説くだけでなく、国際システムのなかに米国の暴走を抑制し、あるいは均衡させる制度を導入することも重要である。それは主として国連の役割だが、どのような国連の役割が可能かを日本も提案しなければならない。国連総会の果たすべき役割の強化についてはすでに触れた（論考3）。それは米国の嫌うところかもしれないが、日本は米国を説得しなければならない。日本は、米国との関係においても、国連との関係においても、まず自国の国家戦略を持ち、それを研磨することにこそ力を注ぐべきなのであり、その上でその主体的国家戦略の実現のために米国と協調し、あるいは国連を活用するという外交を心がけなければならない。米国や国連の意志を日本に持ち込むのではなく、日本独自の国家戦略に裏づけられた意志を米国や国連に持ち込むことこそが、21世紀における日本外交の姿でなければならない。

## 2. 「日米同盟の将来」の模索

### (1) ブッシュ・ドクトリンの意味するもの

10. 【米国の脅威認識の変化】 2002年に米国の発表した「国家安全保障戦略」(ブッシュ・ドクトリン)は、新たに登場した「国際テロ」や「ならず者国家」の非対称的脅威に直面して、大量破壊兵器やミサイルの拡散を防ぐためには、対抗策として先制行動も辞さないとのドクトリンを打ち出した。この点を捉えて、ブッシュ・ドクトリンは国際法の戦争違法化の原則を踏みにじるものであるとの批判がなされているが、この点については、「国家安全保障戦略」が先制行動を「テロリズムに対する先制行動」「拡散対抗のための先制行動」「テロ支援国家と大量破壊兵器の結びつきに対する先制行動」の3種類に主として限定し、自衛措置の基準自体を再構成しようとしていることに留意する必要がある。9・11事件以後の新しい国際環境において自衛権行使を可能とする条件は従来のみままでよいのか等の国際法理論のいっそうの精緻化こそがいま求められていると言わなければならない。

ブッシュ・ドクトリンがより直接的に日米同盟にとって意味するものとしては、冷戦期には同盟国や米国の前方展開兵力に対する脅威として認識されるのみであった地域的挑戦国や「ならず者国家」がいまや米国本土に対する直接の脅威として位置づけられるようになったという脅威認識の変化が重要である。例えば、1994年危機における北朝鮮の脅威はあくまでもローカルな脅威であったが、米国本土を射程に収めるテポドン・ミサイルの開発に成功し、大量破壊兵器やミサイルを「国際テロ」の手に渡す可能性の出た今日の北朝鮮の脅威は米国本土への脅威と直結する脅威である。米国は同盟の論理を再構築し、既存の同盟関係を再評価しつつあるが、米国本土自体の安全が脅かされる結果として「同盟国の防衛のための拡大抑止」から「米国本土を防衛するための前線」と「そのための地域秩序の形成・維持」へと米国の戦略的関心が移りつつあることが注目される。在韓、在日米軍を含む全世界の在外米軍の再配置が検討課題となりつつあるのは、この文脈においてである。

11. 【同盟論理一般の変質】 イラク攻撃はそのような米国の同盟政策の変化を後押しする結果となった。仏独両国が米国の覇権主義に対する反感を露わにして、米国が死活的と考えた安全保障上の脅威に対して最低限のモラル・サポートさえ

も拒否したことは、軍事同盟としてのNATOから「共通の脅威」の認識を奪い去った。米国が今後その対NATO政策の重点を「古い欧州」(西欧)から「新しい欧州」(東欧)へと移動させ、その結果NATOが変質してしまう可能性もなしとしない。そのことと同時に注目されるのは、9・11事件以後表面化しつつある米中関係の変化である。ロシアは、米国のアフガニスタン攻撃を支持したが、イラク攻撃には同調しなかった。米中関係は極めて流動的である。他方、中国は、イラク問題について仏独口の対米批判から一步距離をとっただけでなく、北朝鮮問題解決のため六者協議を周旋した。かつての西側同盟と東側同盟の境界線がますます曖昧化するなかで、同盟一般が、問題領域ごとに協力の組合せや態様を変えるアドホックな協力関係に変質しつつある。「有志国連合」(コアリション・オブ・ザ・ウィリング)が既成の同盟に代わって果たす役割は今後増大するものと思われる。「拡散安全保障イニシアティブ」(PSI)の動向は、その意味でとくに注目する必要がある。日本は、このような「同盟の論理」の転換を自らの安全保障政策にいかに関わり込んでいくかを真剣に検討しなければならない。さらに米国がブッシュ・ドクトリンを継続するのであれば、日本がブッシュ・ドクトリンをどこまで共有できるかという問いにつながる。そしてそれは、米国が追求する「世界秩序」は日本の追求する「不戦共同体」秩序とどのようにかかわるのか、という問いと裏腹の関係にある。

## (2) 変質する9・11後の日米同盟

12.〔変質する9・11後の日米同盟〕 日米同盟の堅持は戦後日本外交の大黒柱であったが、冷戦期のように日本が専守防衛に徹し、抑止力を米国に依存することが日米双方の利益である、という時代は過ぎ去った。共通の敵ソ連が消滅し、日米両国を囲む国際情勢が変わったからである。1996年の日米安全保障共同宣言が「アジア太平洋の平和と安定」を理念として掲げ、1997年の日米防衛協力ガイドラインの見直しで「周辺事態」を重視したのは、こうした変化を背景としたものである。しかし「周辺事態」といえども、その定義はまだ「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力行使に至る可能性のある事態」であって、それは日米安全保障条約第5条(日本有事)を限りなく読み込んだものであった。

しかし、9・11事件とその後のアフガニスタン攻撃への対応は、「日本有事」及び「周辺事態」の概念を組み込んで再構築された日米同盟の想定を、はるかに

超える事態となった。自国の本土を攻撃された米国が個別的自衛権を発動するという事態は、日米安保条約50年の歴史のなかで初めて遭遇した、全く想定されていなかった事態だったからである。米国本土防衛の目的のために日本が協力することは、原理的には集団的自衛権の行使にほかならないが、日本には「米国を守る」という安全保障理念も法的枠組みも存在していなかった。そのため日本は、9・11事件後国連決議1368号が採択されたことを奇貨として、直ちに対テロ特措法を成立させ、米軍のアフガニスタン攻撃への協力を「国際の平和と安全に対する脅威」との戦いへの協力と読み替えて、日米同盟のパートナーとして決定的な陥穽に陥る事態を回避したのであった。また、米国がイラク攻撃に踏み切った際には、イラク人道復興支援特措法を成立させ、自衛隊をイラクに派遣したが、これは戦後復興支援のためであった。日米同盟は、グローバルな脅威や課題に対して従来の枠組みを越えて対処する同盟へと変質したと言える。

13.〔安全保障・国際平和協力基本法の制定〕先制行動ドクトリンを打ち出した米国は、米国の本土防衛を強く意識した安全保障政策を形成しつつある。とりわけ、テロリストや「ならず者国家」などへの大量破壊兵器の拡散問題に関しては、先制攻撃を含む様々な先制行動を取ることが予想される。日米同盟関係においても、今や「日本有事」、「周辺事態」と並び、こうした非対称的な脅威に対応する「新しい事態」をどのように位置づけるべきかという問題を考えておかなければならない時が来ている。そしてそれは、日米同盟関係がもはや地理的概念のみによっては定義されず、事態の性質によって規定される可能性が生れてきていることを示唆している。もとより、日本が米国支援のため、世界中どこにでも自衛隊を派遣すべきだということにはならないが、起こりうる事態の幅が急速に拡大しつつあるなかで、日本は「不戦共同体」の拡大・深化という独自の観点を導入し、その主体的立場を確立することなしには、いたずらな対米対応問題としてしか、この問題を処理し得ない立場に追い込まれる可能性が生まれてきている。

「不戦共同体」の拡大・深化という観点に立って日本の国際的貢献の強化の可能性を考えると、まず集団的自衛権の行使を禁じた政府の現行憲法解釈が問題になる。国連平和維持活動や国際平和協力業務に従事する際にも、現在の国連PKO等協立法、イラク復興支援特措法の下では、自衛隊は武器の使用を著しく制限され、一緒に行動する他国の兵士を守ることもできない。さらに、国連決議の下での多国籍軍への自衛隊の活動参加を検討する際にも、現行憲法解釈は他国軍

と自衛隊との共同活動の幅を著しく狭める。日米防衛協力においても、「武力行使との一体化」の問題が生ずるため、自衛隊は安全な「後方地域支援」しか担当できず、「周辺事態」における米軍への円滑な支援を行うことができない。

日本は、一方で集団的自衛権の行使を違憲とする現行政府解釈をただちに改めるとともに、他方でその時々の問題に対応するための特別措置法を積み重ねるつぎはぎ細工のごとき安全保障体制から「安全保障・国際平和協力基本法」のような総合的一般法体系の下で自衛隊を活用する体制に移行する必要がある。その場合には、「不戦共同体」構築への貢献を念頭に置いて、1992年に制定された国連PKO等協力で示された国際秩序そのものの建設への日本の貢献という路線をさらに強化し、発展させていくことが重要である。

### (3) 求められる日本外交の主体性

14.〔主体的同盟管理政策を持て〕 これまでの日本は、自国の防衛能力を自らの意志で制限し、その結果十分に担保されない自国の安全を、米国の前方展開による抑止力に依存してきた。それは、究極の安全保障判断を他国に依存せざるを得ないがゆえに、日本の外交路線を最終的にいわゆる「対米追随路線」の引力圏内に封じ込めてきた。そこに主体的な同盟管理政策は不在であった。これからの日本は、安全保障政策においても独立国家として自己の戦略を持たねばならない。それは、日米同盟の基本的な性格をより対等な同盟に転換させてゆくことを意味する。そのためには、日本は独自の世界情勢判断を可能ならしめる独自のインテリジェンスを持たなければならない。世界の問題を自国の「グローバル・エンゲージメント」の一環として米国と語り合う関係を、同盟関係の基本としなければならない。

これまでの日本の基本的政策であった「自衛隊は盾、米軍は矛」という分業体制も、徐々に修正し、自衛隊にその時々戦略的必要に対応できる最低限度の自主防衛能力を与えることが必要となろう。「自らが『力の空白』になって日本周辺における不安定要因とならないように、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」との考えに基づく「基盤的防衛力構想」は、現在の複雑で多様な要因を背景とした脅威に対抗する構想としては、もはや不適切である。「日本有事」「周辺事態」そして「新しい事態」に関する脅威を見積もり、それに柔軟に対応できる「能力基盤」型の防衛力構想に転換する必要がある。北朝鮮のミ

サイル配備と大量破壊兵器開発は、米国の抑止力のみによっては日本の安全を十分に担保することができない現実を白日のもとに晒した。「能力基盤」を基礎におけば、日本は既存の多層的ミサイル防衛（MD）システムの配備を急ぐとともに、現在の日米共同ミサイル技術研究を早期に「研究」から「開発」「配備」の段階に移行させる必要がある。

**15.〔日米同盟を「不戦共同体」の最重要の構成要素として位置づけよ〕** 日米両国はともに海洋国家であり、民主主義国家であって、基本的な国益と価値観を共有している。そのような日米同盟は、世界最強の二国間同盟であり、「不戦共同体」の最重要の構成要素として世界の平和と安定の維持に大きな役割を果たすことができる。米国が「同盟の論理」を再構築しつつあることはすでに述べたが、そのようなときに日本が主体的な同盟管理政策を持つということは、日米同盟の弱体化を意味するものではない。日本が主体的な同盟管理政策を持つということは、世界と地域の平和と安定の維持に対する日本の主体的な責任と自覚的な取組みの強化を意味するものである。それは日米同盟の不断の再定義を意味するものでもある。それは「ウェブ型安全保障」や「協調的安全保障」の重層的安全保障秩序を東アジアに根づかせてゆく試みにも通ずるであろう。日本はグローバルな理念としてだけでなく、東アジア地域における現実的な課題としても、「不戦共同体」秩序の構築に取り組まなければならない。日米同盟は、グローバルな脅威や課題に対して従来の枠組みを越えて対処する同盟へと変質したと言える（論考12）。日米同盟は世界的にも地域的にも「不戦共同体」秩序の最重要の構成要素とならなければならない。

さしあたり、北朝鮮問題の動向が地域における「不戦共同体」秩序構築の鍵を握ると言わざるをえない。米英両国は外交交渉をつうじてリビアに大量破壊兵器の放棄を確約させることに成功したが、その背後に断固たる米英の力と意志があったことは言うまでもない。日米韓中露5カ国は六カ国協議をつうじ北朝鮮に同様の放棄を確約させることができるであろうか。外交が成功するためには、背後に力と意志がなければならない。日米韓中露5カ国はそのような力と意志を結集することができるのであろうか。ここでも再び決定的になるのは、米国の力と意志である。日本は無責任な傍観者として振舞ってはならない。日米同盟の重要性は、このようにして変わることなく生き続けている。北朝鮮問題を最終的に解決することができれば、六カ国協議体制はそのまま東アジアにおける「不戦共同体」

秩序へと進化することができるであろう。

16.〔「東アジア共同体」と日米同盟〕 日本外交の主体性を確保するために必要なもう一つの柱は、中国およびその他の東アジア諸国との地域協力関係の推進、強化である。「ASEANプラス3」諸国の間に東アジア地域協力を強化し、さらには将来において「東アジア共同体」の可能性を模索しようとの機運が盛り上がってきている。日本国内のコンセンサスはいまだ必ずしも十分に形成されておらず、一方で対米配慮から、他方で対中警戒感から、「東アジア共同体」構想への踏み込みには躊躇する向きも少なくない。しかし、日本には、この東アジアに生まれつつある地域統合に向けた大きなトレンドから取り残され、その圏外に置き去りにされる選択肢はない。日本には、その中に入って、東アジアの平和と繁栄の可能性を積極的に探る以外の道はない。それなしには、日米同盟の強化・発展も日本の自主防衛体制の強化も近隣アジア諸国から受け入れられることはないであろう。

また、日本の東アジアにおけるそのような存在感の確保こそは、日本の対米外交の主体性確保の前提条件となるものである。米国から見ても、そのような東アジアに根づいた日本こそが同盟国として価値があるのであり、東アジアから遊離し、孤立した日本は米国から見ても魅力のある同盟国ではない。このようにして、日本は、米国の世界戦略と東アジア諸国の地域統合の間に橋をかけることができるのである。そのために、日本は東アジア近隣諸国との安全保障対話・協力を積み重ね、東アジアにおける地域大の協調的安全保障枠組みの構築のために、イニシアティブを発揮する必要がある。韓国との間では日米韓三国調整グループ（TCOG）を通じた政策調整を進めるとともに、日韓安全保障協力の強化を図り、さらには北朝鮮問題への対応や朝鮮半島統一後の地域秩序についての対話を深めていかなければならない。中国については、その核ミサイル開発や外洋海軍建設といった硬の側面に留意すると同時に、国際協調路線を背景とした「新しい安全保障観」の提唱といった軟の側面にも注目し、政治・経済両面での地域協力・統合の発展を強化する道を探るべきである。東南アジア諸国連合（ASEAN）との間では、海洋における安全、対テロリズム、エネルギーなどの各面での協力を強化し、日・ASEANで共有する安全保障問題の幅を広げてゆくべきである。それが東アジアにおける日本の役割であり、そこから東アジア「不戦共同体」形成の展望もまた開かれてゆくであろう。

東アジアにおける地域協力の具体的なあり方については、日本国際フォーラム政策委員会の有志は、すでに2002年12月に第22政策提言「東アジアにおける安全保障協力体制の構築」を、また2003年6月に第23政策提言「東アジア経済共同体構想と日本の役割」を、それぞれ発表している。本政策提言の署名者のうち、かなりの数の署名者は、この二つの政策提言についてもその署名者に名前を連ねていることを最後に指摘しておきたい。

## 第2部 新しい世界秩序と日米同盟の将来(提言)

日本が「新しい世界秩序」について確固とした理念と展望をもち、その上で「日米同盟の将来」を構想することは、日本にとっても、世界にとっても、さらには米国にとっても、重要かつ緊急の課題である。われわれは、「第1部 新しい世界秩序と日米同盟の将来(論考)」において述べた立場と観点から、ここに以下10項目の政策を提言する。

### 1. 「新しい世界秩序」として「不戦共同体」の構築に取り組み

北米、西欧、日本などから成る「先進圏」諸国は互いに戦争を放棄しあつた「不戦共同体」を形成している。その外側にあつて、富国強兵のような近代的価値観を追及している「近代圏」諸国も、相互依存の強化をつうじて次第に「不戦共同体」のなかに取り込まれつつある。姿を現しつつある「新しい世界秩序」とは「不戦共同体」のことに他ならない。「不戦共同体」に対する脅威を退け、その拡大と深化を実現することこそが、21世紀世界の人類の課題である。(まえがき、論考1参照)

### 2. 「不戦共同体」の拡大と深化を日本の国家目標にせよ

「不戦共同体」こそが、いま姿を現しつつある真の「新しい世界秩序」なのだと思えば、「不戦共同体」に対する脅威を退け、その拡大と深化に貢献することこそが、21世紀に生きる日本人の生き甲斐であり、日本という国家の目標でなければならぬ。このような国家目標こそが、日本の積極的平和主義に内容を与え、日本外交に主体性を与える。国連との関わり方も、日米同盟のあり方も、そのような国家目標から導き出されねばならないのであって、その逆ではない。(まえがき、論考1、9参照)

### 3. 国連の信託統治理事会を平和構築理事会に改組せよ

残念なことながら、現実の国連には紛争の解決に必要な力と意志が欠けている。国連を美化し、過大な期待をかけることは、危険である。しかし、国連を改革して、「不戦共同体」の拡大と深化に一定の役割を果たさせることはできる。具体的な

案として、第一に総会の役割の強化、第二に経済社会理事会の役割の再評価、第三に信託統治理事会を「平和構築理事会」と改名し、「破綻国家」救済の新任務を与えること、第四に日本の可及的速やかな安保理常任理事国入りを提案する。(論考2、3参照)

#### 4. 「不戦共同体」を構成する諸国は一致結束して米国を支持せよ

一極支配とも言われる米国の世界的覇権の確立は、歴史的経緯を経た現実であるが、米国にはその覇権の抑制された慎重な行使を求めたい。米国の単独主義を牽制できるメカニズムとして国連の役割も期待される。しかし、9・11事件以後の世界において、あらゆる手段を尽くして大量破壊兵器の拡散を防止しようとする米国の決意と行動は、「不戦共同体」の防衛と直結した決意と行動であり、「不戦共同体」を構成する諸国は、一致結束して米国を支持する必要がある。(論考3、4、5、6、9参照)

#### 5. 憲法第9条を改正し、積極的平和主義に転換せよ

日本は、第二次大戦直後に生まれた消極的平和主義の拘束を脱却し、「不戦共同体」の拡大と深化に貢献する積極的平和主義に転換しなければならない。それは、日本の安保理常任理事国入りの前になされねばならない転換でもある。憲法前文が積極的平和主義の立場を取っていることには疑問の余地がなく、法理論上は解釈変更でも可能なことだが、政治的には一挙に憲法改正の国民投票によって第9条第2項を削除ないし書き換えることが、日本人の人心転換のために望ましい。(論考7、8参照)

#### 6. 日本は主体的な国家戦略を持つ

日本は、米国との関係においても、国連との関係においても、まず自国の国家戦略を持ち、その上でその主体的国家戦略実現のために米国と協調し、あるいは国連を活用するのでなければならない。米国や国連の意志を日本に持ち込むのではなく、日本の意志を米国や国連に持ち込むことこそが、日本外交の姿でなければならない

そのためには、日本は独自の国家目標（「不戦共同体」の拡大と深化への貢献）とともに、独自のインテリジェンスを持たなければならない。（論考3、7、9、14参照）

## 7．集団的自衛権行使を認め、「安全保障・国際協力基本法」を制定せよ

「不戦共同体」の拡大と深化に寄与するための日本の国際的貢献の可能性の強化について考えると、集団的自衛権の行使を違憲とする現行政府解釈には大きな問題がある。また、その時々の問題に対応して特別措置法を積み重ねる現在のやり方も限界に来ている。一方で集団的自衛権の行使を違憲とする現行政府解釈を直ちに改めるとともに、他方で「安全保障・国際平和協力基本法」のような総合的一般法体系の下で自衛隊を活用する体制の構築を急ぐ必要がある。（論考10、11、12、13参照）

## 8．「自衛隊は盾、米軍は矛」という分業体制を修正せよ

主体的な同盟管理政策をもつためには、「自衛隊は盾、米軍は矛」という分業体制も徐々に修正し、自衛隊にその時々戦略的必要に対応できる最低限度の自主防衛能力を与える必要がある。「基盤的防衛力構想」はもはや不適切である。「日本有事」「周辺事態」そして「新しい事態」に関する脅威を見積もり、それに柔軟に対応できる「能力基盤」型の防衛力構想に転換する必要がある。日米共同ミサイル技術研究を早期に「研究」から「開発」「配備」の段階に移行させる必要がある。（論考14参照）

## 9．日米同盟を「不戦共同体」の最重要の構成要素として位置づけよ

日米両国はともに海洋国家であり、民主主義国家であって、基本的な国益と価値観を共有している。そのような日米同盟は「不戦共同体」の最重要の構成要素として世界の平和と安定の維持に大きな役割を果たすことができる。北朝鮮に大量破壊兵器廃棄の確約を迫る六カ国協議が成功するかどうかは、最終的には背後に控える力と意志に依存しているが、そのような力と意志は米国の力と意志以外には存在しない。日米同盟の重要性は、このようにして変わることなく生き続けている。（論考15参照）

## 10. 「東アジア共同体」と日米同盟の両立を目指せ

「ASEANプラス3」諸国から成る東アジアには、近年「東アジア共同体」を視野に収めた巨大な地域統合強化の求心力が形成されつつある。日本はこの流れに加わることによって、東アジアに根づかねばならない。そのような日本こそが米国から見ても同盟国として価値がある。日本は、米国の世界戦略と東アジア諸国の地域統合の間に橋をかけることができる。それが東アジアにおける日本の役割であり、そこから東アジア「不戦共同体」形成の展望もまた開かれてくるといえる。(論考16参照)

### 1. 日本国際フォーラムについて

#### 【設立】

独立・民間・非営利の国際問題・外交政策の審議・研究・提言機関を日本にも設立する必要があるという認識に基づいて、財団法人日本国際フォーラム(The Japan Forum on International Relations, Inc.)は、1987年に米国の外交問題評議会(Council on Foreign Relations)等に範をとりつつ、会員制の政策志向のシンクタンクとして設立されました。

#### 【目的】

当フォーラムは、わが国の対外関係のあり方および国際社会の諸問題の解決策について、広範な国民的立場から、諸外国の声にも耳を傾けつつ、常時継続的に審議、研究、提言し、その成果を内外に問うことによって、わが国の世論を啓発するとともに、国際社会の対日理解を促し、かつ世界に向けた日本の発言および影響力行使を強化することを目的として活動しております。

#### 【組織】

最高意思決定機関である理事会および理事会の諮問に答える評議員会のほか、当フォーラムの財政的基盤の強化を担う財務委員会(今井敬委員長)、事業活動の基本的方向を企画・立案する運営委員会(小笠原敏晶委員長)、中長期的なテーマについて常時研究・審議し、政策提言を行なう政策委員会(伊藤憲一委員長)、短期的なテーマについて随時検討し、適時適切な政策提言を行なう緊急提言委員会(田久保忠衛委員長)の4つの常設の委員会があります。またこの他に、アド・ホック・ベースで設置され、活動する多数のプロジェクト毎の研究会やセミナー等があります。

#### 【専門】

(1)国際政治・安全保障・予防外交等、(2)国際経済・貿易・金融・開発援助・市場経済化等、(3)環境・人口・エネルギー・食糧等の地球的規模の諸問題、(4)アメリカ、ロシア、中国、アジア、ヨーロッパ等の地域研究、(5)東アジア共同体構想とその達成途上の諸問題、(6)人権と民主化、紛争予防と平和構築、文明の対立、情報革命等の新しい諸問題。

#### 【活動】

(1)各種の調査研究活動、(2)各種の政策提言活動、(3)「国際政経懇話会」の開催、(4)「東アジア・フォーラム(EAF)」、「東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)」、「日韓米三国調整グループ(TCOG)プロジェクト」、「日米同盟の再定義：日米安全保障共同体の可能性」等の特別研究プロジェクトの実施、(5)研究者・専門家・オピニオンリーダー等の派遣、受入等の知的国際交流、(6)各種国際会議の開催、(7)『政策提言』『会報』『研究会報告』『研究員報告』『会議記録』等出版物の刊行等。

#### 【連絡先】

[住所] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301

[TEL] 03-3584-2190

[FAX] 03-3589-5120

[E-mail] info@jfir.or.jp

[URL] <http://www.jfir.or.jp/>

## 2. 既発表の日本国際フォーラム政策委員会政策提言

これまでに日本国際フォーラム政策委員会が審議し、研究した政策提言のテーマは、次の23テーマである。ただし、第7番目のテーマのみは、研究および政策提言案作成活動としては完結したものの、政策提言として外部に発表するために内規上必要とされている政策委員会での3分の2以上の賛成が得られず、正式の政策提言としては廃案となった。

1. 『日、米、アジアNICs間の構造調整』(主査：渡辺利夫筑波大学教授、1988年3月3日発表)
2. 『北東アジアの長期的安定と協力のビジョン』(主査：神谷不二慶応義塾大学教授、1989年3月15日発表)
3. 『日本の経済力を世界経済のためにいかに活用するか』(主査：金森久雄日本経済研究所センター会長、1989年7月25日発表)
4. 『日米協力のあり方 - 責任分担を中心として』(主査：猪口孝東京大学教授、1990年4月5日発表)
5. 『国際通貨貿易システムの安定化への貢献』(主査：真野輝彦東京銀行常任参与、1990年8月14日発表)
6. 『変貌するソ連と日本の対応』(主査：田久保忠衛杏林大学教授、1991年4月10日発表)
7. 『新段階を迎える市場開放』(主査：竹中一雄国民経済研究協会顧問、1992年2月27日廃案)
8. 『国連の平和機能の強化と日本の役割』(主査：佐藤誠三郎東京大学教授、1992年10月7日発表)
9. 『アジア社会主義経済の変化と日本の対応』(主査：佐藤経明日本大学教授、1993年6月8日発表)
10. 『日欧政治関係：21世紀への展望』(主査：中西輝政静岡県立大学教授、1993年11月16日発表)
11. 『地域経済圏形成の動きと日本の対応』(主査：小林實日本興業銀行顧問、1994年6月17日発表)
12. 『中国の将来とアジアの安全保障：新しい日中関係を目指して』(主査：小島朋之慶応義塾大学教授、1995年1月25日発表)
13. 『日米経済摩擦の本質と対応』(主査：島田晴雄慶応義塾大学教授、1995年8月3日発表)
14. 『アジア・太平洋地域における安全保障体制の可能性と役割』(渡邊昭夫青山学院大学教授、1996年6月5日発表)
15. 『WTO体制と日本』(主査：坂本正弘中央大学教授、1996年11月27日発表)
16. 『発展途上国支援の新方向を探る』(主査：草野厚慶応義塾大学教授、1998年3月5日発表)
17. 『情報革命時代における世界と日本』(主査：公文俊平国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長、1998年8月24日発表)
18. 『対米中露関係の展望と日本の構想』(主査：伊藤憲一日本国際フォーラム理事長、1999年4月19日発表)
19. 『グローバル化経済とアジアの選択』(主査：トラン・ヴァン・トゥ早稲田大学教授、2000年5月26日発表)
20. 『新しい国際主義 集団の人間安全保障を目指して』(主査：猪口邦子上智大学教授、2000年7月6日発表)
21. 『リオ+10と日本の環境外交』(主査：山本良一東京大学教授、2001年10月24日発表)
22. 『東アジアにおける安全保障協力体制の構築』(主査：田中明彦東京大学教授、2002年12月18日発表)
23. 『東アジア経済共同体構想と日本の役割』(主査：吉田春樹吉田経済産業ラボ代表取締役、2003年6月20日発表)

---

[注] なお、現在審議中のテーマは「日本の文化と教育 その課題と対策」(主査：袴田茂樹青山学院大学教授)と「新しい脅威と日本の安全保障」(主査：佐瀬昌盛拓殖大学教授)の2テーマである。

### 3. 財団法人日本国際フォーラム役員等名簿

顧問 参与 会長 理事長兼 所長	金森 久雄	瀬島 龍三		
	袴田 茂樹	吉田 春樹		
	今井 敬			
	伊藤 憲一			
理事	伊藤 義郎	佐藤 行雄	那須 翔	村上 政敏
	猪口 邦子	島田 晴雄	成田 豊	茂木友三郎
	今村 治輔	神保 謙	野村吉三郎	屋山 太郎
	歌田 勝弘	瀬戸 雄三	服部 靖夫	
	大宅 映子	田久保忠衛	グレン・S・フクシマ	
	小笠原敏晶	豊田章一郎	藤澤 義之	
	柿澤 弘治	中村 公一	水上 健也	
監事	市川伊三夫	白石 勝		
評議員	愛知 和男	金子 熊夫	竹中 一雄	本田 勝彦
	秋元 勇巳	神谷 万丈	竹中 統一	村田 良平
	明間 輝行	北島 義俊	田島 高志	室伏 稔
	市野 紀生	草野 厚	田原総一朗	森井 清二
	伊藤 英成	黒田 眞	塚本清士郎	森井 敏晴
	井上 明義	小池百合子	トシ・ガッ・ト	森本 敏
	猪口 孝	小島 朋之	中垣 喜彦	安武 史郎
	氏家 純一	近衛 忠輝	中西 輝政	山澤 逸平
	内館 牧子	椎名 武雄	西尾 幹二	渡邊 昭夫
	鶴野 公郎	塩崎 恭久	長谷川和年	渡辺 利夫
	鶴浦 博夫	庄山 悦彦	畠山 襄	
	太田 宏次	鈴木貞一郎	広中和歌子	
	大場 智満	鈴木 棟一	廣野 良吉	
	岡崎 久彦	添谷 芳秀	福澤 武	
	加藤 寛	高垣 佑	船田 元	
	門田 敏量	高須 司登	古川 洽次	

(アイウエオ順)

[注] 日本国際フォーラムは、外交・国際問題に関し、会員の審議、研究、提言を促し、もって内外の世論の啓発に務めることを目的とするが、それ自体が組織として特定の政策上の立場を支持し、もしくは排斥することはない。政策委員会によって採択される「政策提言」の内容に対して責任を有するのは、その「政策提言」に署名する政策委員のみであって、当フォーラムならびにその「政策提言」に署名しない当フォーラムの顧問、理事、監事、評議員および参与は、その内容に対していかなる責任を負うものでもない。

#### 4. 財団法人日本国際フォーラム法人正会員名簿

財団法人日本国際フォーラムの諸活動の主要な財政的基盤は、その会員、とくにその法人正会員の納入する会費にある。現時点における当フォーラム法人正会員は、下記名簿記載の社 42 社 54 口である。ここに特記して謝意を表したい。

##### [5 口会員]

株式会社読売新聞社

##### [4 口会員]

全日本空輸株式会社

##### [2 口会員]

清水建設株式会社

新日本製鐵株式会社

東京電力株式会社

トヨタ自動車株式会社

株式会社東京三菱銀行

##### [1 口会員]

株式会社時事通信社

セイコーエプソン株式会社

株式会社伊藤組

野村證券株式会社

株式会社日立製作所

株式会社ジャパントイズ

大日本印刷株式会社

伊藤忠商事株式会社

株式会社電通

日本生命保険相互会社

三菱マテリアル株式会社

三菱地所株式会社

アサヒビール株式会社

キッコーマン株式会社

東京ガス株式会社

三井物産株式会社

日本アイ・ピー・エム株式会社

関西電力株式会社

日本たばこ産業株式会社

中部電力株式会社

株式会社ニフコ

電源開発株式会社

三菱商事株式会社

日本電信電話株式会社

東北電力株式会社

味の素株式会社

株式会社竹中工務店

中国電力株式会社

山九株式会社

日商岩井株式会社

株式会社アトックス

塚本総業株式会社

三基商事株式会社

日本ケイデンス・デザイン・システムズ社

三友システムアプレイザル株式会社

( 入会日付順 )

## 5. 財団法人日本国際フォーラム会員制度のご案内

日本国際フォーラムは国際問題や外交政策に関する民間・非営利・独立のシンクタンクですが、「会員による会員のための会員のシンクタンク」をめざして運営されております。一人でも多くの皆様のご支援とご参加を得たく、ここに当フォーラムの会員制度についてご案内申し上げます。

### 【個人準会員】

#### (1) 入会資格

当フォーラム個人準会員会費を納入していただければ、どなたでも個人準会員になれます。

#### (2) 特典

当フォーラムの主催する一般公開の会議・シンポジウム・ワークショップ等に優先的にご招待致します。また、それらの会合の『記録』、および定期的に刊行される『会報』、『政策提言』等の公開出版物をお送り致します。

#### (3) 年会費

1口3千円(消費税別)

#### (4) 入会方法

添付の郵便振替「払込取扱票」を使用した「入会申込書」に、所要記載事項を記入のうえ、最寄りの郵便局から会費をお振り込みください。お手元に「入会申込書」がない場合は、当フォーラム事務局へご連絡下さい。

### 【個人正会員】

#### (1) 入会資格

外交・国際問題について一定以上の知識と関心があり、当フォーラムの目的に賛同していただける方で、当フォーラムの個人正会員2名以上の推薦を受け、かつ当フォーラムの入会審査をパスした方。

#### (2) 特典

上記の個人準会員と同等の特典に加え、非公開の会議・委員会・セミナー等に招待されるほか、それらの会合の『記録』等の非公開出版物の配布を受けられます。また、当フォーラムの役員、委員等に選任される資格が付与されます。

#### (3) 年会費

1口1万円(消費税別)

#### (4) 入会方法

当フォーラム事務局へご連絡下さい。

当フォーラムの会員には、このほかに法人を対象とした下記の2つの制度があります。各制度の特典等の詳細およびご入会の方法につきましては、当フォーラム事務局へご連絡下さい。

### 【法人準会員】

年会費1口10万円(消費税別)

### 【法人正会員】

年会費1口100万円(消費税別)

---

【お問い合わせ先】財団法人日本国際フォーラム事務局

[住所] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301

[TEL] 03-3584-2190

[E-mail] info@jfir.or.jp

[FAX] 03-3589-5120

[URL] <http://www.jfir.or.jp/>

## 政策提言

「新しい世界秩序と日米同盟の将来 - 『不戦共同体』の構築に向けて - 」

( JF-J-I-A-0024 )

---

2004 年 4 月発行

発行者 財団法人 日本国際フォーラム

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301

[TEL] 03-3584-2190

[FAX] 03-3589-5120

[URL] <http://www.jfir.or.jp/>

[E-mail] [info@jfir.or.jp](mailto:info@jfir.or.jp)

---

転載ないし引用の際は、本政策提言が出典であることを明示すること